



Department of Home Affairs (内務省) (当省) はオーストラリア国境警備隊を管轄しています。Privacy Act 1988 (Privacy Act) (1988年プライバシー法 (プライバシー法)) は、当省が個人情報を収集する際に、特定事項について当事者本人に通知することを義務付けています。本用紙では、こうした事項についてご説明しています。

個人情報とは？

個人情報とは「それによって特定の個人を合理的に識別できる情報または見解」とプライバシー法によって規定されています。

当省は、プライバシー法の下に規定された特定の個人情報も収集します。こうした情報には、民族的または種族的出身、性的指向または習慣、犯罪歴、保健関連情報、生体情報、職能団体または事業者団体のメンバーシップ、信仰する宗教またはその団体、哲学的信念、政治団体のメンバーシップなど、取り扱いに慎重を要する機微情報も含まれます。

当省が運用する主な法律には、Migration Act 1958 (the Migration Act) (1958年移民法 (移民法))、Customs Act 1901 (the Customs Act) (1901年関税法 (関税法))、Immigration (Guardianship of Children) Act 1946 (the IGOC Act) (1946年移民 (児童後見) 法 (IGOC法))、Excise Act 1901 (the Excise Act) (1901年物品税法 (物品税法))、Australian Border Force Act 2015 (the Border Force Act) (2015年オーストラリア国境警備法 (国境警備法))、Maritime Powers Act 2013 (Maritime Powers Act) (2013年海事権法 (海事権法)) およびAustralian Citizenship Act 2007 (the Citizenship Act) (2007年オーストラリア市民権法 (市民権法)) などがあります。

個人識別子

移民法および市民権法は、生体認証（「個人識別子 (personal identifiers)」とも呼ばれる）などの機微情報を含む個人情報の収集、使用、開示について特定の条項を規定しています。

上記法律では、以下の情報が個人識別子として定義されています。

- 指紋または手形
- 肩から上の顔写真または肖像
- 録音または録画（限定的な例外を除き、移民法のみ）
- 身長と体重
- 虹彩スキャン
- 署名
- 規則に定められたその他のあらゆる識別子

生体認証（個人識別子）の情報は、以下の状況において個人から収集・確認される場合があります。

- 空港において、旅行者に対して
- オーストラリア国内でビザを申請する場合（保護ビザの申請者を含む）
- オーストラリア社会で生活するが、市民権を所有していない人物に対して
- 出入国管理施設の被収容者に対して
- オーストラリア市民権の申請者に対して

当省の業務内容および連絡先

当省の使命は、以下に貢献し、その目的を達成することによってオーストラリアの国境を保護し、人および物資の出入りを管理することです。

- 移民管理によるオーストラリアの未来への貢献
- 難民の保護および人道的方針への国際的な貢献
- 国境管理および旅行者受入の円滑化を通じて、オーストラリアの安全保障に貢献
- 国境管理に関連する収入および貿易統計の収集
- 適正な貿易の促進
- オーストラリアの海洋警備および商業的利益
- オーストラリア移民法の順守および意思決定における整合性の維持
- オーストラリア市民権法の管理・執行

詳細な連絡先については、当省のウェブサイト www.homeaffairs.gov.au をご参照ください。

個人情報が誤って収集または取り扱われたと思われる場合は、以下のいずれかの方法にてお知らせください。

- インターネットの場合は、ウェブサイト www.homeaffairs.gov.au/feedback 内のフィードバック専用フォームをご利用ください。
- 書面の場合は、下記宛に郵送してください。

The Manager
Global Feedback Unit
GPO Box 241
Melbourne VIC 3001
Australia

当省による個人情報の収集方法

一般に当省（または契約により当省から委託された業者）は、個人情報を対象者本人から直接、または本人から代理人としての許可を与えられた第三者、または移民法で定義された公認のシステムを通じて収集します。ここでいう公認のシステムには、SmartGateやその他の自動出入国管理システムが含まれています。ただしその他の第三者を通じて個人情報の収集を行う場合もあり、その中には当省以外のオーストラリア政府機関、司法当局、外国政府、身元引受人、医師、対象者本人が指名した組織、教育機関、雇用主、さらに一般市民による情報の提供（電話による通報など）が含まれます。

入国管理を行う機関または受託業者

一部の個人情報は、当省以外の政府機関によって収集される場合があります。これらの政府機関には、当省の役割の一部を遂行できる権限が与えられています。

また場合によっては、当省に代わり受託業者が個人情報を収集および使用することもあります。こうした事例には、航空会社による往路および復路の乗客事前処理、コンピューターシステム、研究調査／面接調査、入管施設における被収容者のサポート業務および医療サービスなどが含まれています。受託業者にはプライバシー法を遵守する義務があります。

当省は、受託業者に対しても、その所在地がオーストラリア国内か否かに関わらずプライバシー法の順守を義務付けています。

法律で義務付けられた、または認められた個人情報収集

移民法、IGOC法、関税法、物品税法、海事権法、市民権法およびプライバシー法は、本省が法律に基づいた業務遂行のため特定の個人情報を収集することを認め、また場合によっては義務付けています。

移民法

ビザ申請に関して、本省は以下の権限を認められています。

- 申請に関連したあらゆる情報を収集する権限 (移民法第56節参照)
- 必要に応じて申請者に対して個人識別子を提供するように求める権限 (移民法第40節および第46節参照)

ビザ申請者および一部ビザ保有者は、自らの状況に変化が生じた場合、または申請用紙に誤った情報を提供していたことが判明した場合は、本省まで速やかに通知を行う必要があります (移民法第104節および第105節参照)。

本省は、移民法および1994年移民規制法に則り、一つ以上の個人識別子の提出を個人に要求する場合があります。

オーストラリアへの入国者に対して、本省は特定の個人情報を提示するように求めます (例: オーストラリア国民に対してはパスポート、それ以外の人々に対しては身元確認の証拠書類とビザ等)。市民権を保持しない人が必要な証拠書類を提示できない場合は、オーストラリアへの入国が拒否されます (移民法第257A節参照)。

オーストラリア出国者に対して、本省は特定の個人識別子の提供を求める場合があります (移民法第257A節参照)。

不法入国者を識別するため、本省は以下を要請する場合があります。

- 個人識別子を含む身元および在留資格の証拠 (移民法第188節参照)
- 不法入国が疑われる人物の身元または所在に関する書類または情報の提出 (移民法第18節参照)

出入国管理施設の被収容者は、個人識別子を提供する必要があります (移民法の第258節および第261AA節(1)、ならびに移民規制法の規則3.30参照)

ビジネス・スポンサーに関連して、本省およびFair Work Ombudsman (FWO) (フェア・ワーク・オンブズマン (FWO)) は、移民法第2編第3A目F項に記載された検査官の権限に従って個人情報を収集する場合があります。

移民法第252節に規定された捜査権の下、権限を付与された検査官は (ビザ取り消しの証拠となり得る場合などに) 特定の人物が所持する文書もしくはその他の物品、またはその人物が直接管理する物件の中にある文書もしくはその他の物品を保持しておくことができます。

検査官は、没収された偽造文書を押収することができます (文書の取り扱い方法を含めて、移民法の第9編第1目第487ZJ節をご参照ください)。

市民権法

本省は、特定の個人が市民権を取得または保持するための必要条件を満たしていることを確認するため、一連の個人情報を収集することができます。

本省は市民権の申請に関連して個人識別子を要請する権限を有しており、対象者の身元確認に満足できない場合は申請を承認できません (市民権法第2編第5目および第17節(3)、第19節D(4)、第24節(3)および第30節(3)を参照)。

代理人は、没収された偽造文書を押収することができます (文書の取り扱い方法を含めて、市民権法の第3編第1目第45B節をご参照ください)。

IGOC法

オーストラリア国籍を持たない特定の未成年者 (「IGOC規定未成年者」と呼ばれる) が21歳以上の親または親族の同伴なしでオーストラリアに入国した場合は、*Immigration (Guardianship of Children) Act 1946 (the IGOC Act) (1946年移民 (児童後見) 法 (IGOC法))* およびその規則の下、移民大臣がその後見人となります。

IGOC法は、移民大臣が後見人としての責を果たすため、自らの権限および役割を連邦政府・州政府・準州政府の担当官 (「後見人代理」と呼ばれる) に委譲することを認めています。この他、児童の保護に意欲的で、かつ政府が適任と認めた個人または機関も、IGOC規定未成年者の「カストディアン (保護者)」に任命される場合があります。一般的に、カストディアンは保護監督する児童の毎日の世話や管理について決定を下す権利と責任を有します。

本省は、IGOC法の下に児童の毎日のケアおよび幸福な生活を実現するため、IGOC規定未成年者およびカストディアンに関する個人情報を収集します。IGOC規定未成年者に対する毎日のケアおよび福祉のニーズを満たすため、本省は必要に応じて、またプライバシー法に準じて、以下の個人または団体に対して個人情報を開示または収集する場合があります。

- 児童福祉機関を含む州/準州の行政機関
- 後見人代理
- カストディアン
- 両親、保護者、親族
- その他のオーストラリア政府機関

関税法および物品税法

本省は、関税法および物品税法、その他関連するオーストラリアの法律 (移民法や税法を含む) の管理・施行のため、さまざまな個人情報およびビジネス情報を収集する権限を付与されています。中でも本省は、オーストラリア国境の保護、および国境管理に伴う収入の確保に関わる情報を主に収集しています。

また関税法・物品税法・税法等に関連して個人情報を収集する場合、本省はその用紙に独自の告知文を掲載してお知らせする場合があります。これらの用紙では、個人情報の収集、使用、開示について特定の情報が提供されていますので、このプライバシーについてのお知らせと共によくお読みください。

例えば本省は、関税法の64ACA節および64ACB節に基づき、関税法、移民法およびその他の法律の管理・施行のため、オーストラリアに入国する船舶および航空機の乗客および乗務員に関する特定の個人情報を収集することが義務付けられています。

海事権法

本省は、海上の法執行機関を通じて海事権を行使し、個人情報を収集する権限を付与されています。この権限は、洋上における国際的な取り決めや協定に加え、外国人による違法な漁獲、税関、テロ対策、移民、検疫、薬物の不正取引等に関わるオーストラリアの海事関連法の執行を助けます。

プライバシー法

プライバシー法では、以下の情報収集が認められています。

- 機密情報 (法律で認められている場合、法執行に関連した目的に用いる場合、または対象者本人の同意を得た場合のみ)
- その他の個人情報 (本省の目的または活動に必要なものであり、または直接関係があると合理的に判断される場合)

当省を法執行機関と規定する法律

当省は、*Crimes Act 1914* (1914年犯罪法)、*Criminal Code Act 1995* (1995年刑法)、*Australian Nuclear Science and Technology Organisation Act 1987* (the ANSTO Act) (1987年オーストラリア原子力科学技術機構法 (ANSTO法))、および *Independent National Security Legislation Monitor Act 2010* (2010年独立国家安全保障法監視委員法) の下、特定の目的において法の執行機関として機能し、その役割および活動を実行するために、個人情報を収集する場合があります。

当省が個人情報を収集する目的

当省が個人情報を収集する主な目的は、移住または市民権取得の過程、および国境を越える物品の移動に関わる当省の業務または活動を遂行することにあります。当省は、以下のプログラムを管理しています。

- ビザおよび移住
- 関税および物品税 (税金、保健、検疫、商業、犯罪、知的所有権、地域社会保護などの分野に関わる、その他の特定のオーストラリアの法律の執行も含む)
- 難民および人道的支援
- 国境管理
- ビザのコンプライアンスおよび在留資格の決定
- 入国者収容、地域処理センターへの移動または移送 (法の執行・福祉サービス・移住などの国外処理を支援する各種業者および外国当局を含む)
- 市民権

ビザ、スポンサーシップ、商取引、輸出入、検疫、市民権申請等の際に提供された情報は、本来そうした目的にのみ使用されることになっています。

ただしプライバシー法は、場合によってはこれらの情報を二次的な目的に使用することを認めています。こうした情報の使用および開示は妥当な範囲内で予想できるものであり、それらの二次目的は本来の目的に直接関連したもの (機密情報の場合)、または妥当に関係があるもの (その他の個人情報) に限られています。例えば、ビザ申請の際に提供された情報は、後続の申請の際に用いられる場合があります (*Freedom of Information Act 1982* (1982年情報の自由法) およびプライバシー法にも適用)。また当省は、提供された連絡先詳細 (Eメールなど電子通信技術を用いたもの) を移住関連事項についての連絡に用いる場合があります。

当省が個人情報を収集しなかった場合

個人情報が収集されなかった場合、当省はビザまたは市民権の申請への対処、また該当する場合は、商取引、輸出入および検疫の支援サービスを提供することができません。

必要な個人情報が収集できなかった場合、当省は法的義務 (特にコンプライアンスに関連して)、注意義務の遂行またはオーストラリアの国際的責任を果たす能力が抑制されることになりかねません。

第三者への個人情報の一般的な開示

指名された代表者への開示

情報の提供者が、家族の一員や移民手続き代行業者、通関業者、旅行代理店、航空会社、オンブズマン、議会議員または弁護士などを代表者として指名した場合、提供された個人情報は、提供者本人が開示を拒否した場合を除き、上記代表者に対して開示される場合があります。

提供された個人情報は、提供者がスポンサーをしている者、または提供者のスポンサーに対して開示される場合があります。

他の政府機関への通例の開示

特定の状況において、当省は自らの役割および活動を管理・施行するため、または他の機関の活動を支援するために、国境警備法またはその他の法律に基づき、他の政府機関に個人情報を開示する権限を付与されています。例として、提供者の身元を確認する場合、提出された文書の信憑性を検証する場合、データを照合する場合、コンプライアンスの義務を管理する場合などが挙げられます。

当省が情報を交換する政府機関には以下があります (ただし、これらに限定されるものではありません)。

- 社会保障省 (DHS) – *Social Security Act 1991* (1991年社会保障法)、*Child Support (Assessment) Act 1989* (1989年児童支援 (評価) 法) および *Child Support (Registration and Collection) Act 1988* (1988年児童支援 (登録・回収) 法) を執行
- 社会福祉省
- 農業省 – オーストラリアのバイオセキュリティ・システム、*Quarantine Act 1908* (1908年検疫法)、*Export Control Act 1982* (1982年輸出入管理法) および *Imported Food Control Act 1992* (1992年輸入食物管理法) を管理・執行
- 保健省薬品・医薬品行政局
- 産業・イノベーション・科学省
- Australian Sports Anti-Doping Authority (オーストラリア・スポーツ・アンチ・ドーピング機構) – National Anti-Doping Scheme (国家アンチ・ドーピング計画) を執行
- 教育省 – *Education Services for Overseas Students Act 2000* (2000年外国人留学生のための教育事業法) を執行
- 雇用・技能・小企業・家族経営企業省 – 雇用サービスについての情報データを照合
- 退役軍人省 – *Veterans' Entitlements Act 1986* (1986年退役軍人資格法) を執行
- オーストラリア国税庁 (ATO) – *Income Tax Assessment Act 1997* (1997年所得税査定法) およびその他の税法を執行
- フェア・ワーク・オンブズマン (FWO) – *Fair Work Act 2009* (2009年公正労働法) を執行
- 外務貿易省 (DFAT) – *Australian Passport Act 2005* (2005年オーストラリア査証法) を執行し、保護ビザ発給の目的で国の情報を入力、および二重国籍を認めている国のパスポートに関して情報を入力
- オーストラリア選挙管理委員会 – *Commonwealth Electoral Act 1918* (1918年連邦選挙法) を執行

審査、監査、調査機関

個人情報の提供者本人が訴訟の本案または判決に対して司法審査を請求する場合、当省は審査を実施する裁決機関または法廷に関連する個人情報を提供します。

以下のような調査機関と情報を共有します。

- 連邦オンブズマン
- オーストラリア情報長官室
- オーストラリア監査院
- オーストラリア人権委員会
- 公正労働オンブズマン

緊急時および法の執行

提供された個人情報は、重い怪我や死亡を含む緊急事態が発生した際に、オーストラリアの法執行機関または救急サービスの提供者に渡される場合があります。

また当省は、犯罪の防止や探知、捜査、起訴、処罰などを含む法の執行および関連する活動に必要な際、オーストラリア (連邦、州・準州を含む) および外国の法執行機関または団体に情報を開示する場合があります。

サポート・プログラム

ビザ（査証）手続きの過程で収集された情報は、以下の機関に開示される場合があります。

- 社会福祉省 – 移住支援提供のため
- 産業・イノベーション・科学省 – 英語教育の促進・監視のため

ライセンス発行機関への情報開示

オーストラリアでライセンスの申請が行われた場合、当省は関連機関に対して、申請者の在留資格や就労資格、また場合によってはオーストラリア市民権の有無についての情報を開示する場合があります。これらの情報は、ライセンス保持者としての申請者の適性を評価するために用いられます。また申請するライセンスの種類によっては、関税法に基づいた特定の情報開示が求められる場合もあります。

許可済みの個人情報開示

「個人識別子」については1ページ目に定義されています。

移民法の第4編Aおよび市民権法第43節の下、当省は様々な状況下において個人識別子を開示する権限を有します。個人情報の開示が行われる状況には、以下の例が挙げられます。

- 市民権または在留資格を検証するため
- 刑法を執行するため
- オーストラリア政府機関との取り決めの下、識別情報を交換するため
- 法廷、裁決機関あるいは調査機関による関連情報の利用を可能にするため
- オーストラリアの法律によって要求される場合

市民権法の下に、市民権または移民関連の法規の目的で、当省はまた個人識別子を開示する権限を有します。

移民法の第4編Aもまた、以下の状況下において当省が個人情報（個人識別子を含む）を開示する権限を付与しています。

- 以下のデータを照合する。
 - 人の身元を確認または認証する
 - オーストラリアへの入国者または出国者の手続を容易にする
 - 犯罪歴がある、特性について懸念がある、または国家安全保障について懸念のある非市民を識別する
 - 文書を精査し、移民関連事項に関する不正を識別する
 - 保護ビザの手続きを支援する
- 人を識別する、または人の所在を明らかにする場合（移民法第33節FAおよび第33節FC参照）
- オーストラリア監査院およびオーストラリア人権委員会などの所定の調査機関に対して
- オーストラリアから移送するため、あるいはオーストラリアへ、またオーストラリアから身柄引渡の目的で外国政府と取り決めるため
- 移民問題（移民法第5節A(3)を参照）の管理目的で、特定の外国政府、外国政府の法執行機関または国境保護機関または特定の国際機関による情報の利用を可能にするため
- 国際犯罪問題に関して援助を求めたり援助したりするため

個人識別子についてさらに詳しい情報をご希望の方は、別紙“Form 1243i”をご参照ください。

就労ビザとの関連で、当省はビザ保有者またはスポンサー（移民法第140節ZHおよび規則2.103、2.104および2.105を参照）に対応するスポンサーまたはビザ保有者についての特定の個人情報を開示する権限も有します。

当省はまた、国境警備法第6編に概説された限定的な状況下において、移民・国境警備に関わる個人情報の開示を認められています（国境警備法第4節(1)を参照）。国境警備法は、特定の状況下に限り以下の人物または組織に対する情報開示を認めています。

- 連邦、州／準州の省庁または機関
- オーストラリア連邦警察（AFP）または州／準州の警察またはその部門

- 検視官
- 連邦、州／準州の法律により定められた公職者（例：オンブズマン）
- Australian Border Force (Secrecy and Disclosure) Rule 2015 (2015年オーストラリア国境警備隊（秘密・開示）規則）によって規定された団体または個人（オーストラリア赤十字社など）
- 外国の、または公的な国際機関

しかしながら、国境警備法に基づく個人情報の開示は、国境警備法第6編に規定されたその他の特定要件に加えて、国境警備法に記載されている一つ以上の「許可された目的」に沿って行われる場合も、上記の人物または組織の一つに対してのみ認められます。許可された情報開示の目的には、以下の例があります。

- 刑法もしくは商業関連の法律の適用または執行
- 検視官による取り調べ、捜査、審問の援助
- 公衆衛生を保護、または（一人またはそれ以上の）人の生命もしくは安全の保護
- *Census and Statistics Act 1905* (1905年国勢調査および統計法) または *Australian Bureau of Statistics Act 1975* (1975年オーストラリア統計局法) に基づく統計の収集または検証
- 公的収入の保護
- 個人の身元確認、または市民権もしくは在留資格の検証
- オーストラリア市民権非保持者に対する各種サービスの提供
- 国家アンチ・ドーピング・スキームの執行
- オーストラリアと他国との間における移民、検疫、国境警備に関連する目的
- *Customs Act* (関税法)、*Migration Act* (移民法)、*Maritime Powers Act* (海事権法)、*Citizenship Act* (市民権法)、*IGOC Act* (IGOC法) を含む一連の法律に網羅された数々の事項
- 国防および国家安全保障に関連する目的

この他にも、個人情報の当事者本人が開示に同意した場合や、個人の生命あるいは健康への深刻な脅威を防止あるいは低減するために開示が必要と思われる場合、または対象となる情報が既に法律に則って一般に公開されている場合において、当省は保護すべき個人情報の開示を認められています。

国境警備法の第51節は、同法第6編に含まれる特定の条項に準じた情報の開示は、プライバシー法の適用を目的に、国境警備法によって認められた開示とみなすものと規定しています。

さらに国境警備法は、当省により委託された人物の雇用または業務の過程において行われる、移民・国境警備に関わる情報の開示を認めています。この場合、情報の開示はプライバシー法に従って行われるよう当省は保証します。

また当省は、関税法や税関規則などを含む、税関業務に関わる法律で意図された限定的な状況下において、保護すべき個人情報の開示を認められています。

移動記録の開示

オーストラリアへ到着、またオーストラリアから出発する旅行者の記録は、移動記録データベースに保管されています。これらは以下の目的で開示される場合があります。

- 移民法
- *Family Law Act 1975* (1975年家族法)
- 税関または関税関連の法律
- 検疫または保健関連の法律
- 法の執行
- *Education Services for Overseas Students Act 2000* (2000年外国人留学生のための教育事業法)
- ファーストホームバイヤー・プログラムや児童福祉プログラム等の運営管理に関わる連邦、州または準州の制定法

法の執行および関連目的による開示

当省は通常、法の執行およびそれに関連する目的（移民法および市民権法に基づく活動、および他の執行機関のための活動を含む）で、以下の個人または組織に対して情報を開示する場合があります。

- オーストラリアおよび海外の法執行機関 – 申請者の性格に関する要件を評価および執行するため
- オーストラリアおよび海外の法執行機関および諜報機関または委員会、国家共通警察サービス、国際刑事警察機構、ナショナル・ボーダー・ターゲティング・センター、クライムトラック (CrimTrac)、AusTRAC、規制委員会、議会調査委員会、国際裁判所および外国移民局 – 不法移民、国家安全保障の問題、あるいは戦争犯罪または人道に関わる犯罪への関与についての疑惑を識別または調査するため
- Australian Commission for Law Enforcement Integrity (オーストラリア法執行公正委員会) – *Law Enforcement Integrity Commissioner Act 2006* (2006年法執行公正委員長法) を執行するため
- ATO、DHSおよび他の連邦または州/準州の省庁 – 就労関連ビザの条件に違反して就労している者の所在を明らかにするため
- AFPおよびオーストラリア警察 – 違法行為を行う市民権非保持者の所在を明らかにするため
- 刑事訴追長官 – 移民または市民権に関する不法行為を訴追するため
- 外国政府 – 不法行為を行う市民権非保持者を摘発・送還するため
- FWO、登録教育機関、雇用主、(スポンサーされた) 申請者本人、スポンサー、労働力供給者 – ビザの条件およびスポンサーの義務に対するコンプライアンスを監視し、制裁措置実施の場合は通知を行うため
- オーストラリア連邦警察 (AFP) を含む法執行機関 – 難民および人道的プログラムに基づくビザ申請者および提案者の個人情報に関連して、法執行または国家安全保障上のあらゆる問題を識別するため

法執行機関としての省による開示

当省は、*Crimes Act 1914* (1914年犯罪法)、*Criminal Code Act 1995* (1995年刑法)、*Australian Nuclear Science and Technology Organisation Act 1987* (the ANSTO Act) (1987年オーストラリア原子力科学技術機構法 (ANSTO法))、および *Independent National Security Legislation Monitor Act 2010* (2010年独立国家安全保障法監視委員会法) の下、特定の目的において法の執行機関として機能し、その役割および活動を実行するために、個人情報を開示する場合があります。

プログラム管理と関連する他の開示

サポートの保証

サポートの保証を提供する人に関する情報は、払い込まれた保証金の解除または発生した負債の確認と回収を促進するためにセンターリンクに開示されます。

雇用、労働力供給およびビジネス・スキル

当省は、雇用主、労働力の供給者、労働力供給の手続きを通して対象者のサービスを利用する第三者に対して、在留資格、就労権利およびビザの種類と有効期間について情報を開示する場合があります。例えば対象者が就職を申し込んだ際、当省は雇用主または労働力供給者に対して就労権利についての情報を開示する場合があります。

当省はまた、ビジネス・スキルに基づく移民者に政府ビジネス情報サービスへのアクセスを援助する州/準州の経済開発省庁に対して、情報を開示する場合があります。

トレーニングと教育

当省は、教育および訓練に関する目的で、以下の各機関に対して個人情報を開示する場合があります。

- DFAT、産業省および教育省 – オーストラリアでのトレーニングや学習を希望する人々を支援するため
- 雇用省 – 申請されている職業がオーストラリアの労働市場に与える影響を判断するため
- 教育省、およびビザのクラスに対応する海外の資格の評価を委託された権威機関の数々
- 成人移民英語プログラムの下に英語の授業を提供する教育機関
- 政府機関 – 教育機関の規制目的のため

保健

ビザ申請のために審査された申請者およびその家族の健康に関する詳細は、健康上の要件がビザ発給の条件を満たすかどうか、また健康上の要件は免除されるべきかどうか判断するため、または公衆衛生上のリスク管理のために政府保健局および医療従事者に開示される場合があります。

難民および人道的入国、および国内の保護

当省は人道的移住サービスの下に、難民および人道的入国者および提案者（該当する場合）の個人情報を受託業務提供者と交換する場合があります。

当省は身元確認および人道的或いは保護要求の目的で、庇護希望者および保護および人道的ビザ申請者に関する個人情報を国連難民高等弁務官 (UNHCR) に提供する場合があります。

当省はまた国際移住機構の業務遂行を支援するために個人情報を提供する場合があります。

拘留

当省は入管施設被收容者に関する個人情報を以下に提供する場合があります。

- 代替の收容手配、同伴者なしの未成年者の世話または身体的および精神的健康障害のある被收容者の後見人の責任との関連で州/準州の福祉機関
- 移送の促進および移民ステータスの確認を行う州/準州の矯正サービス
- 移送に携わる国外処理の担当者
- 学校、医療従事者および保健・福祉サービス提供者、または被收容者にサービスを提供し、被收容者またはその家族の出国支援のオプションを査定する移住顧問

児童の福祉と保護

児童およびその両親、後見人、介護者に関する情報は、以下の目的において児童福祉および保護機関、州/準州の児童福祉機関、州/準州の警察またはその他オーストラリアの関連政府機関に開示される場合があります。

- 入管收容所または地域社会における世話と福祉を手配および監視するため
- 虐待または養育放棄の可能性を調査するため
- 旅行の手続きおよび書類作成を容易にするため

養子縁組でオーストラリアに入国する児童の情報は、州/準州の福祉機関、Australia's Central Adoption Authorities (オーストラリア中央養子縁組幹旋機関) および InterCountry Adoption Australia (国家間養子縁組オーストラリア) に開示される場合があります。

旅行書類を入手するための大使館、高等弁務団および領事館への情報

申請者に対して、速やかな出国を前提にビザが発行された場合、またはオーストラリアに滞在する法的根拠が無いと判断された場合、その申請者は速やかに出国することが求められています。もしも適当な期間内に有効な旅行書類を保有または入手できなかった場合、通例当省が代理で申請を行います。これにより出国手続きが可能となります。

当省は、旅行書類の提供を円滑にするために、必要最小限の情報のみを適切な大使館、高等弁務団または領事館に提供します。そうした情報には、氏名、現在有効なパスポートまたは身元が確認できる書類の詳細、および連絡先詳細などが含まれます。

市民権

当省は、以下に対して個人識別子以外の個人情報を提供する場合があります。

- 市民権授与式を実施、開催する目的で地方自治体およびその他の組織
- オーストラリアの勲章の申請を検討するために総督付秘書官事務局および首相・内閣府
- 新しい市民をオーストラリアのコミュニティに歓迎する目的で国会議員および市議会議員

移住調査

個人情報は、現在および過去の申請者調査のために使用される場合があります。またこれらの情報は、政策やプログラム開発のための研究、調査および分析の目的で、他の省庁および契約した第三者に開示される場合があります。こうした情報の使用は調査目的のみに限定され、使用後は速やかに廃棄・消去するよう契約で定められています。調査で収集・使用されるデータは、公表時に調査対象者の身元が特定できないよう処理されます。

個人情報は、新入国者に関する人口動態の研究と様々な移住プログラムおよび移住の結果の分析を容易にするためにオーストラリア統計局に開示される場合があります。

最近の入国に関する情報は、移住の計画を支援したり移住サービスを提供する州／準州の省庁または移住サービス組織に提供される場合もあります。

主要な国際的イベント

個人情報は、例えば主要なスポーツの試合や競技、国際的な首脳会議、社会的、文化的、宗教的な世界的集會や祭典行事など、主要な国際的イベントを推進する州／準州の省庁を含むオーストラリア政府機関に開示される場合があります。

当省はまた手続きを容易にするために機密ではない情報は、オーストラリアおよび国際的組織および他の国に開示する場合があります。

当省のプライバシー方針についての情報

当省のプライバシー方針は、ウェブサイト <https://www.homeaffairs.gov.au/access-and-accountability/our-commitments/privacy> にてご覧いただけます。

同方針は、以下についての情報を含みます。

- 当省が保有する個人情報にアクセスして情報の訂正を求める方法
- プライバシーに関する違反および当省の苦情取扱い手順についての申し立ての方法

海外の機関への情報の開示

当省はデータの送信および保存を外部のIT受託業者に委託しており、こうした業者には国外のプロバイダーも含まれています。

状況により、当省は個人情報を海外の特定の機関に開示することがあります。多くの場合、こうした機関には申請者が普段居住する国または最近まで居住していた国の政府機関が含まれています（ただし、申請者がこうした国からの保護をオーストラリアに求めている、その申立てが認められた場合、または審議中の場合はこの限りではありません）。また特定の個人情報は、高度乗客処理および電子ビザ処理に関連して、航空会社または旅行代理店へ開示される場合もあります。

当省はまた、オーストラリアと情報共有の合意を交わしている国（米国、英国、カナダ、ニュージーランドを含むが、これに限定されない）および国際機関と情報交換を行います。こうした情報交換には、生体認証（個人の識別子）に関する情報の共有が含まれる場合があります。

申請者の個人識別子と一致する場合、当省はその略歴、旅行およびその他の身元確認書類またはそれらの書類から得られた情報、移民ステータス、移住履歴（移民に関する不正、不法行為も含む）および関連の犯罪歴情報などを開示します。

このような情報開示は、申請者の身元を確認し、当人が他の省庁に対して同じ身元で同様な申立てをしているかどうか確認することに役立ちます。

申請者が、海外特定国の政府に対する申立てに基づいた人道的または保護ビザを申請している場合、当省は、その政府に申請者の個人情報を開示することはありません。ただし、申請者本人がオーストラリアにいて、以下の状況にある場合は除きます。

- 該当国に帰ることを要請または合意した場合、または
- オーストラリアが保護義務を有する人物ではないと判断された場合

ホームページ www.homeaffairs.gov.au

一般のお問い合わせ
オーストラリア国内の場合は、業務時間内に **131 881** 番までお電話ください。オペレーターがお答えいたします（業務時間外は録音メッセージの情報をお聞きいただけます）。オーストラリア国外の場合は、最寄りのオーストラリア在外公館までご連絡ください。